

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月11日（火）午後2時00分から午後2時58分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（10名）

1番 安田 宗義（副会長）	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光（副会長）
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂（副会長）	8番 岡本 和久
9番 中川 眞一	10番 上田 逸朗（会長）

4. 欠席委員 3名 11番 坂口 洋 12番 竹瀬 久晴
 13番 堀田 雅三

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第1号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件
- 第3 第2号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
- 第4 第3号議案 農地地目変換承認申請に関する件
- 第5 第4号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）に対する意見決定に関する件
- 第6 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件
- 第7 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件
- その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件
- その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件
- その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件
- その他 中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件
- その他 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和7年3月総会を開催いたします。

本日は、第4号議案「地域農業経営基盤強化促進計画」いわゆる「地域計画（案）」に対する意見決定についての説明員として、農政課の高嶋課長が同席しておりますので、ご報告いたします。それでは、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は10名であり、法定数に達しておりますので、これより令和7年3月の総会を開会いたします。なお、11番・坂口洋委員、12番・竹瀬久晴委員、13番・堀田雅三委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、1番・安田宗義副会長、並びに2番・吉川作衛委員を指名いたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、青空駐車場として転用したいと申請されています。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する区域であって、その規模がおおむね10[㎡]未満の第2種農地に該当し転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もな

いと認められるなど、問題はないと考えます。事務局からは以上です。

議長

第1号議案の1番は、小委員会にかかっておりますので、安田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

安田副会長

1番は、十市町***の田、612㎡は、奈良県自動車運転免許センターから北約100mに位置しており、**町の** **氏、青空駐車場として転用するため申請されたもので、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の吉川委員さん、ご説明願います。

吉川委員

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思いまますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で第1号議案、1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について質問・意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。

よって、第1号議案の1番は許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空駐車場及び青空資材置場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する区域であって、その規模がおおむね10h未満の第2種農地に該当し、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど、問題はないと考えます。事務局からは以上です。

議長

第2号議案は、小委員会にかかっております。1番は、蘆村副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

蘆村副会長

1番は、寺田町***の田、1,159㎡及び***の田、977㎡で、市立金橋小学校から東約700mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から売買により所有権移転し、青空駐車場及び青空資材置場に転用したいと申請されたもので、適当であると思われま。なお、地区担当農業委員の竹瀬委員さんからも、適当である旨のご報告をいただいておりますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で第2号議案1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第2号議案1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第4、第3号議案、農地地目変換承認申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地地目変換承認申請に関する件は1議案1件です。

1番は、田を畑に変換し、野菜を栽培したいと申請されたものです。事務局からは以上です。

議長

第3号議案は小委員会にかかっておりますので、現地調査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

1番は、四条町***の田、1,405㎡で、奈良県立医科大学・新キャンパス予定地の隣接地であり、**町の** **氏が、野菜を栽培するため、田を畑に変換したいと申請されたもので、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

では、地区担当農業委員の森川委員さんご説明願います。

森川委員

ただ今の、安田副会長からのご報告のとおり適切かと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で第3号議案1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見が無いようですので、採決いたします。

第3号議案1番の農地地目変換承認申請に関する件について、承認に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第3号議案の1番は承認することに決定します。

議長

日程第5、第4号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案に対する意見決定に関する件を議題といたします。農政課から説明をお願いします。

農政課

農政課の高嶋です。よろしくお願いいたします。

それでは、第4号議案「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）（案）に対する意見決定に関する件についてご説明させていただきます。

地域計画につきましては、農業経営基盤強化促進法、いわゆる「基盤法」第19条第6項第7号によりまして、農業委員会様への意見聴取が必要となっておりますので、この場にて説明させていただきます。また、本市といたしまして、地域計画（案）をご説明させていただきますのは今回が初めてとなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、「地域計画（案）」とカラーで印刷された目標地図の素案が、十市町、新口町、太田市町の3町の案がお手元にあるかと思えます。

それでは、地域計画と書かれた資料をご覧ください。上段の地域名の欄に記載のありますとおり、十市町、太田市町、新口町における地域計画の案となっております。また、A3判の地図を添付しております。

はじめに、十市町についてですが、大項目の1、地域における農業の将来の在り方のうち、（1）地域計画の区域の状況についてですが、区域内の農用地等面積は25.7㌶となっております、

田の面積は25.3㌧、その他の面積は記載のとおりとなっております。

(2) 地域農業の現状及び課題につきましては、記載のとおり中心経営体が受託する農地が散在しているため農地の集約化が課題となっている状況でございます。

このことを受けまして、(3) 地域における農業の将来の在り方につきましては、米等の土地利用型作物以外にハウスイチゴ等の高収益作物への作付転換を図ることとされております。大項目2、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標につきましては、現状の集積率に対しまして、将来の目標とする集積率を70%と設定されております。大項目3、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するために取るべき必要な措置につきましては、記載のとおり農地中間管理機構の活用や農地の大区画化などの基盤整備事業の実施により、農地の集積、集約化を図ることとされております。大項目4、地域内の農業を担う者一覧につきましては、目標地図に位置づけられる農業者の一覧となっております。また、地域での協議の結果に基づき、担い手が位置づけられる農地を示した目標地図を農業委員会事務局と連携し作成していただきました。こちらの色分けされている5名の方を中心に、農地の集積、集約化を図っていくということで計画をされております。

次に、太田市町についてですが、大項目1、地域における農業の将来のあり方のうち、(1) 地域計画の区域の状況についてですが、区域内の農用地等面積は5.1㌧となっております。田の面積は3.8㌧、その他の面積は記載のとおりとなっております。(2) 地域農業の現状及び課題につきましては、記載のとおり農業者の高齢化が進み、現在の農家の負担が増大していくため、新たな中心経営体の確保を検討していく必要がある状況でございます。

このことを受けまして、(3) 地域における農業の将来のあり方につきましては、米等の土地利用型作物以外に有機農産物や高収益作物への作付転換を図ることとされております。大項目2、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標につきましては、現状の集積率に対しまして、将来の目標とする集積率を95%と設定されております。大項目3、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するために取るべき必要な措置につきましては、記載のとおり農地中間管理機構の活用等により農地の集積、集約化を図ることとされております。大項目4、地域内の農業を担う者一覧につきましては、目標地図に位置づけられる農業者の一覧となっております。また、地域での協議の結果に基づき、担い手が位置づけられる農地を示した目標地図を農業委員会事務局と連携し作成していただきました。こちらの色分けされている10名の方を中心に、農地の集積、集約化を図っていくということで計画をされております。

最後に、新口町についてですが、大項目1につきましては、区域内の農用地等面積は10.8㌧となっております。田の面積は9.7㌧、その他の面積は記載のとおりとなっております。(2) 地域農業の現状及び課題につきましては、農業者の高齢化が進み、農道や水路の管理体制が心配であり、農地については、地域外からの担い手に依存している状況でこれら担い手の継

続が課題となっております。

このことを受けまして、(3) 地域における農業の将来のあり方につきましては、多面的機能支払交付金を活用し、農道や水路の維持管理を行い、中心経営体となる担い手に農地の集約化等を図ることとされております。大項目2、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標につきましては、現状の集積率に対しまして、将来の目標とする集積率を54%と設定されております。大項目3、目標を達成するために取るべき必要な措置につきましては、農地中間管理機構の活用等により農地の集積、集約化を図ることとされております。大項目4、地域内の農業を担う者一覧につきましては、目標地図に位置づけられる農業者の一覧となっており、地域での協議の結果に基づき、1名の方を中心に、農地の集積、集約化を図っていくということで計画をされております。

以上、3つの地域の地域計画について説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明について、ご意見を頂戴したいと思います。いかがですか。

議長

太田市、新口、十市だけですか。

農政課長

地域計画の案までできている所は3町です。

議長

今月中に全て策定しないといけないのでは。

委員

下八釣町などは進んでいるように聞いていましたが、どうなっていますか。

農政課長

現在、最終的にここまで進んでいるのは3町です。下八釣町につきましては、目標地図を市から提案させていただいており、それを地域の事務局で検討されているところでございます。

議長

もし、3月末までに完成しなかったら、罰金等はあるのですか。

農政課長

罰金、罰則はございません。

議長

今日の報告は3町でしたが、他の地域でも概ね8割程度できているということですか。

委員

(鳥屋町では) 聞いてないですよ。

農政課長

何らかの形で各地域には話をしています。8割程度かどうかは様々です。鳥屋町は、現況地図の話をさせていただいていますし、次の段階である目標地図の話をするまでの調整が難航している状況です。

議長

先のことを考えるのは大切なことですが、これだけ高齢化が進んでくると、現状をしっかりと押さえてもらって、5年先、10年先については、次のステップで考えてもらうといいのではないかと、そうでないと、地域計画の色付けにたくさんの時間がかかると思います。農政課でしっかりと検討し、我々には出来上がりを見せていただいて、それを今後どうやって考えていったらいいかということ、考えさせてもらう方がよいと思います。

他の生産県であったら、5年先、10年先を見極めてもっとどんどん色付けができるでしょうが、樫原市の場合は兼業農家ばかりだから、5年後10年後は分かりません。そういう面では、少し違った捉え方で進めてもらったらどうかと思います。

農政課長

おっしゃるように、結果3地域という少ない件数で申し訳ないのですが、5年後10年後の計画となると、なかなか見極めが難しいです。国からは、目標地図では1筆ごとに、次世代を担う者のどなたかを貼り付けていくのが原則ですが、それが分からないというところです。目標地図はさておき、現況地図だけを作るという地域もございました。過日、農水省の意見交換があり、目標地図がどうしても無理ならば、現状確認も大事であるとも述べられていたので、いくつかの地域ではそのような返事をいただいているというのが実情です。そのような中で、この3地域は進めてくださったということが、ひとつの成果であると捉えています。

目標地図の作成では、地元で意見を聞いて、また市で作り直す過程において、農業委員会さんはかなりご苦勞をかけているところです。十市町については、町と市とでお互いに何度もやり直しがあり、今後も農業委員会さんにはご協力、ご支援をいただくことになると思います。議長がおっしゃったように、結果として3月末時点で全地域の完成はしていませんが、ここで終わるのではなく、継続して地元で提示しているところはありますし、一つでも多くの地域計画を策定していきます。特に、国からの支援を必要とする地域については必ず作らないといけないので、地元とそういう話をしながら一つでも多く作成し、意見聴取をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

たまたま、米価が値上がりしているというニュースが出てきただけであって、地域計画の目標が出るまでは、先を見込んだ良い話がなかったわけです。だから、国は、地域計画を我々に託すより、先に、農家に対するプレゼントのようなものを見せたうえで、地域計画を作成してくれと言わないといけません。あまりにも一方的すぎます。これは、櫃原市の意見として、取り入れてほしいと思います。何も恩恵なく、計画策定ばかりを言われています。今となれば、米の値段が上がってきて見通しがあるから、地域計画でしっかり地域農業を示すというようなことになってはいますが、当初は何もありませんでした。

委員

これだけ米価が上がってきても、稲作をしようかという意欲を持つ人が出てきていません。農家は旨味がなく、どこかで搾取されている印象です。

議長

そういうことに関して、国から一方的に要求ばかりされています。反発はしませんけれども、農家のことを思ってやっているのか、国のためにやらされているのか。

委員

計画に関して、質問です。例えば、新口町ですが、(4)地域内の農業を担う者一覧の**さんは、現状では全然水稲を耕作されていませんが、計画では全体の約半分の5.9%を10年後作ろうと思ってるということですが、**さんは、現状耕作していないのに、経験や意気込みをどのように推し測ってこのような計画になったのですか。

農政課長

地域計画の、現状の経営面積の数字の取り方は、農業委員会に届け出られている、サポー

トセンターや市の利用権等、何らかの形で契約をされて担っている面積を表しています。口約束で作業を受けているだけでは数字に反映されていません。したがって、この方は、利用権設定等ではない方法によって、現在実際に耕作されています。「地域農業の現状及び課題」で「地域外からの担い手に依存している」というのが、まさにこの方です。田のほとんどをこの方が作っておられます。今後もこの方に作り続けてもらえるかが新口町の課題であって、この方も高齢になってきているということで、非常に困っておられます。市から話をしにいったときに、地域計画をきっかけに、「新口町の農業関係者から、今後も新口町での耕作をやってほしいとこの方をお願いをしてみる。」ということで、地域計画を立てていただきました。

また、十市町も、太田市町も、現状面積はそういう形で計上しています。地域計画の作成方法に載っているのを採用しています。

委員

他の地域でも、計画を作るときに、使用貸借の届出をしていけば現状の作業受託面積に数字が入るけれど、農地台帳に載っていない作業受委託の数字は入らないということですか。

農政課長

そうです。

事務局

元々、農地台帳に載っていないものは数字にあげられないんです。例えば農地法で契約している、基盤法で相対でやっている、中間管理機構を通じて機構法でやっている等、農地台帳に載っていれば計上できますが、農地台帳に載っていなかったら現状面積には載ってきません。

委員

ということは、使用貸借ではなく、中間管理機構を通して、**さんが借りる手続きを踏まないことには、新口町では、数字としてあがってこないということですね。

事務局

そうです。今後は、基盤法に基づいて、中間管理機構を通じて契約をするというのが、地域計画に基づいた目標値になります。

委員

地域計画を進めていく中で、やっぱり課題としてあがってくるのは、作業だけを受けている耕作なんです。先の県の説明会でも質問したことです。地域計画自体が筆ごとの計画で、将来的にどのような縛りが出てくるか見えてこないんです。そのために、農地の耕作についてやりとりをしても、地域計画に記載される中心となる担い手以外の人が耕作者として入ってきたときに、地域計画の色とは違う人が耕作することになるが、どうなるのか。

もうひとつは、地域計画が、将来の関連補助金、たぶん、多面的機能支払の補助金あたりが制約を受けてくるのではないかと思うのですが、いつごろ、どういう形で、地域計画の縛りが入ってくるのかが、全然見えてこないです。何年度から、何%以上集積してないところは該当しないというような制約が、逆に、地域計画を策定することによって、地域内における担い手の負担になってくるんじゃないかという気がしています。

私が担当している東竹田町は、一番初めに目標地図を作ったと思いますけれど、がちがちに固めてしまったんです。地主さんと担い手さんと、がちがちに固めたから、90%近い集約率になっていると思うのですが、それが逆に足かせになるんじゃないかと懸念をされていて、事務局長に言って止めているんです。出せばいつでも策定できる状態にはなっているのですが。

議長

それはもう、心配したらきりが無いと思います。だから今、とりあえず今現在の姿を色付けしないといけないと思います。また、先ほどから使用貸借の話が出ていますけれども、国は、実際の耕作者を表に出したいんだと思います。必然的に、機構法に乗ってくると思いますが、これを地主さんに分かってもらって浸透させるのは大変だと思います。だけど、国はそういう目標を持っているので、最終的に地域計画によって、中間管理機構を通した使用貸借をさせようとしています。作業だけを受けて耕作しているほうがずっと多いはずなので、かなりの仕事になりますね。

委員

仮に「地域計画を作ってます。」と言っても、現状の貸借が正規の農地手続きを踏んで耕作していないこういう状態だったら、そういうところの整備事業を助成支援することは難しいと言われるのではないかな。

議長

それは、先々の目標であって、今のところは、そこまでやるともっと時間がかかります。

事務局長

まず、ここまですることが目標だったんです。東竹田町は、今まで利用権の相対の契約を、全て農業委員（農家組合長）さん1人で回っていただいている、地主さんには「この担い手さんでお願いします。」という話をしてくださっています。それらを農地法の手続きに乗せたり、中間管理機構を通じて契約する等という説明まで、なかなか回り切れるものではありません。そこで、仮に農地転用や所有権移転等に制約が出てきた際には責任があるということで、地域計画を見合わせ、止めているのですが、今回の3町の様に策定するか否かは、地域の判断になります。地域計画を作っていく過程で、皆で、地域農業をこういう風にしていこうと話合いをすることが、地域計画を作る上での目的でもあります。それが進んだら形になるし、懸念材料があった場合は現況だけにとどまります。地域計画の案を、水利の役員さんや、地元の役員さんが把握するところで止めている地域は他にもあります。これは良い悪いではありません。3つの地域がここまで持ってこれたという一つの成果と捉えて、今後、他の地域に波及させていけるかどうかはこれからだと思っています。

議長

きりが無いと思うのですが、ここまで漕ぎつけたということで了解してあげていただきたいと思います。今後の課題は山積みですが、3月末の期限がありますので、とりあえず色付けをした段階で、この辺で了解してあげていただきたいと思いますし、全地域の色付けを早く達成していただきたいと思います。色付けしていただいたら目標も表れてくると思いますので、その時にまた、農業委員のみなさんにも協力をいただくということで、今日のところは終わっておいていただけたらと思います。以上でよろしいでしょうか。

それでは、地域計画の件につきましては、農政課長からの報告のとおりとさせていただきますと思いますが、一同賛成いただけますか。挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。

よって、第4号議案、地域計画案に対する意見決定に関する件については、「意見なし」とすることに決定します。それでは農政課長、ありがとうございました。退室してください。

農政課

ありがとうございました。 <退室>

議長

日程第6、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は3件です。

1番、出合町***の畑、262㎡は、市立香久山小学校から北西約500mに位置し、**町の** **氏、庭先用地として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の森田委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和7年1月27日でございます。

2番、新賀町***の田、952㎡の内911.99㎡は、市立八木中学校から西約300mに位置し、**町の** **氏、青空駐車場として転用したいと届け出られたもので、隣接している農地はございません。届出日は令和7年2月12日でございます。

3番、中曽司町***の田、433㎡は、近鉄真菅駅から北西約400mに位置し、**町の** **氏、青空資材置場として転用したいと届け出られたもので、隣接している農地はございません。届出日は令和7年2月25日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番から3番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第7、報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、城殿町***の田、828㎡は、近鉄畝傍御陵前駅から東約800mに位置し、**町の株式会社***が、**町の** **氏から売買で譲り受け、青空資材置場として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の井上委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和7年2月4日でございます。

2番、常盤町***の田、551㎡は、市立耳成南小学校から東約200mに位置し、**町の株式会社***が、**町の** **氏から売買で譲り受け、青空駐車場として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和7年2月17日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告2の1番及び2番の説明は終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

それでは次に、その他の案件の、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件は9件です。

1番の飯高町***の田、838㎡外1筆は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、使用貸借期間は令和17年3月31日までで、集積計画決定後の借受者は、磯城郡田原本町の農事組合法人***です。

以下、2番と5番は賃貸借、その他は使用貸借で、それぞれ利用権の設定をする者から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受け、集積計画決定後、各借り手が借受者となります。期間の終期はそれぞれ記載のとおりです。

全9件のうち、新規設定は、1番から4番、6番、7番の8件で、合計15筆、13,551㎡、継続によるものは、8番の1件で、合計4筆、3,068㎡、旧基盤法からの移行によるものは5番と9番の2件で、合計23筆、16,425㎡でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件は5件です。

1番、膳夫町***の田、1,240㎡外3筆は、**町の** **氏から、膳夫町***の田、717㎡外1筆は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介し、別の借り手から、**町の** **氏に、使用貸借権を移転するもので、借受期間は令和14年3月31日まででございます。

以下、全て同様で、いずれも使用貸借権の移転を行うものです。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件、農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、木之本町***の田、307㎡外1筆は、旧基盤法の利用権設定による使用貸借権が、

借人** **氏と貸人** **氏との間で合意解約されました。解約日は令和7年2月10日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は2件です。

1番、曲川町1丁目***の田、809 m²の内697 m²外3筆は、旧農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借が、借人** **氏と、貸人** **氏の間で合意解約されました。解約日は令和7年2月7日でございます。

2番、南浦町***の田、1,418 m²外2筆も同様に、サポートセンターを介する使用貸借が、借人** **氏と、貸人** **氏の間で合意解約されました。解約日は令和7年2月19日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件は1件です。

1番は、鳥屋町***の畑で、耕作者である**町の** **氏*が、病気により耕作を継続することができないため、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるものです。地区担当推進委員の森本委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、3月の農業委員会総会を閉会いたします。